

4. 新旧対照表

改 正 案					現 行 規 則				
小菅村漁業協同組合内共第七号第五種共同漁業権遊漁規則					小菅村漁業協同組合内共第七号第五種共同漁業権遊漁規則				
第1～3条 略					第1～3条 略				
(遊漁料の額及び納付の方法)					(遊漁料の額及び納付の方法)				
第4条 第2条に掲げる漁具・漁法を使用して遊漁する場合で、組合事務所（山梨県北都留郡小菅村4383番1）又は、別表に定める場所において納付するときの遊漁料（表中「前売り」という。）及び遊漁する場所において漁場監視員に納付するときの遊漁料（表中「現場売り」という。）は次表のとおりとする。					第4条 第2条に掲げる漁具・漁法を使用して遊漁する場合で、組合事務所（山梨県北都留郡小菅村4383番1）又は、別表に定める場所において納付するときの遊漁料（表中「前売り」という。）及び遊漁する場所において漁場監視員に納付するときの遊漁料（表中「現場売り」という。）は次表のとおりとする。				
魚 種	漁具・漁法	期 間	遊 漁 料(円)		魚 種	漁具・漁法	期 間	遊 漁 料(円)	
			前 売 り	現場売り				前 売 り	現場売り
		やまめにじますいわなうぐい	竿 釣 り	1 日			1,500円	<u>3,000円</u>	やまめにじますいわなうぐい
1 年	6,000円	6,000円		1 年	6,000円	6,000円			
2 略					2 略				

3 第3条第5項の特別遊漁料は、次表のとおりとする。

(1) 小菅村村営第1釣場

魚 種	釣り方	期間	特別遊漁料 (円)	中学生以下 の特別遊漁 料 (円)
やまめ・いわな	餌釣り	1日	<u>4,500</u>	2,500
にじます	餌釣り	1日	<u>3,800</u>	<u>2,000</u>
やまめ・いわな・ にじます	疑似餌釣り	1日	<u>4,500</u>	<u>2,000</u>
	キャッチ& リリース	1日	<u>3,000</u>	
	キャッチ& リリース	<u>4時間</u>	<u>2,000</u>	
	キャッチ& リリース	3月1日～ 9月30日	20,000	

(2) 小菅村村営第2釣場

魚種	期間	特別遊漁料 (円)	中学生以下の特別 遊漁料 (円)
や ま め	1日	<u>4,500</u>	<u>2,500</u>
い わ な	1日	<u>4,500</u>	<u>2,500</u>
に じ ま す	1日	<u>3,800</u>	<u>2,000</u>

4 略

第5条～第8条 略

3 第3条第5項の特別遊漁料は、次表のとおりとする。

(1) 小菅村村営第1釣場

魚 種	釣り方	期間	特別遊漁料 (円)	中学生以下 の特別遊漁 料 (円)
やまめ・いわな	餌釣り	1日	4,000	2,500
にじます	餌釣り	1日	3,300	1,800
やまめ・いわな・ にじます	疑似餌釣り	1日	3,500	1,800
	キャッチ& リリース	1日	2,500	
	キャッチ& リリース	3月1日～ 9月30日	20,000	

(2) 小菅村村営第2釣場

魚種	期間	特別遊漁料 (円)	中学生以下の特別 遊漁料 (円)
や ま め	1日	4,000	2,000
い わ な	1日	4,000	2,000
に じ ま す	1日	2,500	1,300

4 略

第5条～第8条 略